

兵庫県公報

平成27年8月7日 金曜日 第2720号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日ときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）…………… 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）…………… 5
- 保安林の指定（豊かな森づくり課）…………… 5
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…………… 5
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）…………… 7
- 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）…………… 7

公 告

- 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）…………… 7
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告（同）…………… 7
- 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）…………… 8
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 9

公安委員会告示

- 警備業法に基づく直接検定の実施…………… 10

告 示

兵庫県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
アイデンタルクリニック	明石市和坂稲荷町43—1	平成26年7月1日
前田クリニック	同 市大久保町森田132—5	平成27年2月1日
ひなた訪問看護ステーション	同 市魚住町錦が丘4—7—2 中西駅前ビル402	同 年5月1日

織田クリニック	同 市小久保4—13—2 カームハイツ3—1	同 年6月1日
ゆか皮フ科クリニック	同 市大久保町江井島916—15—A	同 年7月1日
ひがしだ歯科クリニック	同 市大久保町江井島916—15—B	同
たけのご薬局芦屋川店	芦屋市月若町8—2 S・T芦屋川1F	平成27年6月1日
瀧川薬局伊丹店	伊丹市瑞穂町6—44	同
どうファミリークリニック	同 市西台3—7—7 阪急オアシス伊丹店2階	平成27年7月1日
あいりす薬局江原店	豊岡市日高町日置81—10	同 年6月1日
あいりす薬局元町店	同 市元町1—11	同
えとう歯科医院	高砂市梅井4—6—10	平成27年1月1日
多田の駅前薬局	川西市多田桜木2—1—21 ディンプル多田1F	同 年5月28日
ケイネット訪問看護ステーション川西	同 市栄根2—11—9—203	同 年6月30日
はるな薬局	同 市栄町20—1 ベルフローラかわにしウエスト	同 年7月1日
社会福祉法人枚方療育園医療福祉センターさくら	三田市東本庄1188	同 年4月6日
細見クリニック	篠山市大熊64	同 年3月1日
訪問看護ステーションラビットケア	南あわじ市榎列小榎列186—4	同 年6月1日
朝来ふじい整形外科クリニック	朝来市山東町大垣61—2	同 年7月1日
やすらぎの森診療所	加東市新定707—1	同 年6月9日



兵庫県告示第667号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成27年8月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
前田クリニック	明石市大久保町森田132—5
織田クリニック	同 市小久保4—13—2 カームハイツ3—1
株式会社マルヤ薬局松が丘店	同 市松が丘5—2—34
橋本歯科医院	芦屋市茶屋之町6—2
たけのご薬局芦屋川店	同 市月若町8—2 S・T芦屋川1F
瀧川薬局伊丹店	伊丹市瑞穂町6—44
あいりす薬局元町店	豊岡市元町1—11

あいりす薬局江原店	同 市日高町日置81—10
太田小児科	赤穂市松原町 8—20
えとう歯科医院	高砂市伊保 1—4—5
中村小児科医院	川西市向陽台 3—2—6
下出歯科医院	同 市緑台 1—1—15
多田の駅前薬局	同 市多田桜木 2—1—21 ディンプル多田 1 F
細見クリニック	篠山市大熊64
やすらぎの森診療所	加東市新定707—1



兵庫県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
アズライフ伊丹ヘルパーステーション	伊丹市安堂寺町 2—12	株式会社アトズライフ	伊丹市安堂寺町 2—12	平成27年 6 月 1 日
あおぞら薬局	宝塚市長尾町78	ロングライフファーマシー株式会社	宝塚市長尾町78	同 年 1 月 1 日
黒田東自由が丘診療所	三木市志染町東自由が丘 2—391	医療法人社団三木平成会	三木市志染町東自由が丘 2—391	平成26年 7 月 1 日
井上医院	養父市浅野368—2	井上 正司	養父市浅野384—2	平成27年 4 月 1 日
特別養護老人ホームグリーンヴィラ妙見	多可郡多可町中区牧野字国木谷166—25・166—33	社会福祉法人那珂の郷	多可郡多可町中区牧野字国木谷166—9—1	同 年 6 月 23 日
デイサービスいそうの花	美方郡香美町村岡区川会13—1	社会福祉法人みかたこぶしの里	美方郡香美町小代区神水638	同 年 5 月 14 日



兵庫県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止の届出があった。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
ハッピーライフホーム ヘルプステーション明 石	明石市桜町3-5	株式会社ハッピーライ フ	明石市桜町3-5	所在地
さくら・介護ステーシ ョンひじり	同 市二見町東二見795 -1 サンシャイン寺 西1階103号室	株式会社ひじり	高砂市荒井町日之出町 10-25	同 上
なでしこケアセンター	芦屋市南宮町4-14- 101	株式会社さざり	芦屋市南宮町4-14- 101	同 上
デイサービスセンター 万亀園	加古川市野口町水足109 -1	社会福祉法人万亀会	加古川市野口町水足小 橋262-18	同 上
デイサービスさざんか	宝塚市安倉中3-9- 18	有限会社さざんか	宝塚市安倉中3-9- 18	同 上
MEDISONIC/ メディソニック	同 市未成町19-44	有限会社 I L MAR E	同 市未成町19-44	同 上
株式会社まごころケア ー研究センター高砂訪 問看護ステーション	高砂市荒井町御旅1- 2-39	株式会社まごころケア ー研究センター	加古川市平岡町新在家 2-271-1	同 上
療養通所介護まごころ	同 上	同 上	同 上	同 上
豊岡病院組合立朝来梁 瀬医療センター	朝来市山東町矢名瀬町 900-1	豊岡病院組合	豊岡市戸牧1094	事業者名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
介護センターやまぼうし	川西市鶯の森町10-19	株式会社遊工房	川西市鶯の森町10-19
井上医院介護予防ダイケア センター	養父市浅野377-2	井上 正司	養父市浅野377-2
ほほえみ居宅介護支援事業 所	淡路市久留麻28-41	社会福祉法人千鳥会	淡路市大町畑字丈尺597-4



兵庫県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
芦屋鍵鍼灸院	芦屋市大榎町7-13-101	鍵 啓 夫	芦屋市親王塚町4-1-304	平成27年 5 月 22 日

Care Lab o骨つぎ・はり灸	小野市王子町660—1 MTメ ゾン102	藤原 貴 希	小野市復井町422—1	同 年 7月 9日
ひろ鍼灸	淡路市久留麻131 アンシャン テ107号	島 脇 寛 正	淡路市野島臺浦473—1 臺 浦団地 2—203	同 年 6月 15日



兵庫県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成27年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
旺尽鍼灸院	加西市北条町栗田1 ラ・メ ゾンタカセ102	成 田 延 道	北海道江別市野幌松並町7 —5—1
寛鍼灸マッサージ治療院	淡路市野島臺浦473—1	島 脇 寛 正	淡路市野島臺浦473—1 臺 浦団地 2—203



兵庫県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年 8月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町本郷字寺谷283の4、283の11、283の12、283の14から283の21まで、283の23、283の28から283の34まで、283の36から283の46まで、283の48から283の53まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺谷283の12・283の14・283の18・283の20・283の28・283の30（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第673号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
工場長 近藤 浩行
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本毛織株式会社印南工場
加古川市米田町船頭440番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	19号ニ 精錬機及び精錬そう (No. 1)		19号ニ 精錬機及び精錬そう (No. 2、No. 3)		
	力				
力	2,000kg/日		600kg/日・基		
工事着手予定年月日	許可後		同 左		
工事完成予定年月日	着手後2箇月		同 左		
使用開始予定年月日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～22時 16時間		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～6.5	4～10	6～7	5～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	40	500	130	400
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	80	5,000	80	400
	浮遊物質 (単位 mg/L)	80	2,000	50	400
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	20	30
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—	2	3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	200	2,000	90	3,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	3	5	45/基	55/基	

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年 8 月 7 日から同月28日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第674号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社日本プロテクト
- 2 代表者氏名 沢 口 修
- 3 事務所所在地 神戸市中央区上筒井通一丁目 1 番 7 号ニッセイプリンスパーク 1 階
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(3)第10747号
- 5 免 許 年 月 日 平成24年 5 月 8 日



兵庫県告示第675号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第 2 項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第 2 項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年 8 月 7 日

阪神北県民局長 多 木 和 重

- 1 重要調整池の所在地
三田市池尻字北谷240番31外 1 字外 2 筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
株式会社関西エナジー
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
三田市池尻字北谷240番地 1
 - (3) 代表者の氏名
海 山 鐘 二

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民センター	紛失年月日
農業	A228390	平成28年 2 月 23 日	神崎郡神河町	中播磨県民センター	平成27年 7 月 9 日



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
200 リットル 券	農業	H08 4970925 ～ H08 4970927	平成27年 12月31日	3	相生市若狭町若狭野1255番地 株式会社 ENEOS ウイング 相生下り	西播磨 県民局	平成27年 5月8日
20 リットル 券	同上	H08 4970928	同	1	同 上	同上	同
5 リットル 券	同上	H08 4970929	同	1	同 上	同上	同
1 リットル 券	同上	H08 4970930	同	1	同 上	同上	同



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマトヤシキ

所在地 姫路市二階町55番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称

住所

代表者の指名

株式会社ヤマトヤシキ

姫路市二階町55番地

早瀬 恵 三

有限会社中井三成堂

姫路市二階町56番地

中 井 晃

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

氏名又は名称

住所

代表者の氏名

株式会社ヤマトヤシキ

姫路市二階町55番地

米 田 徳 夫

有限会社中井三成堂

姫路市二階町56番地

中 井 永

(2) 変更後

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ヤマトヤシキ

姫路市二階町55番地

早瀬 恵 三

有限会社中井三成堂

姫路市二階町56番地

中 井 晃

4 変更年月日

平成27年 4 月 20 日ほか

5 届出年月日

平成27年 7 月 1 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年 8 月 7 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年12月 7 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字八幡垣内1013番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市和田町564番地の167
株式会社藤和ホーム 代表取締役 藤 村 和 宏
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 3 月20日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 -18号（26西脇）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市鳥町字大二96番 1、97番 1、97番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市加佐字町田221番地の 1
片山利器株式会社 代表取締役 片 山 将
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 4 月16日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 2 号（27三木）



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 相生市池之内字家ノ下1025番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市大津区平松157番地
高山建設株式会社 代表取締役 高 山 美都夫
- 3 許可年月日及び許可番号
平成27年 6 月30日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－9号（27相生）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第241号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年 8 月 7 日

兵庫県公安委員会
委員長 辰 馬 章 夫

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務二級
- 2 実施日時及び実施場所
- (1) 実施日時
平成27年11月14日（土）午前9時から午後5時まで
- (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者
- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
- (1) 申請期間
平成27年 8 月17日（月）から同年10月30日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
- (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
- ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(7) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあっては、住所地を疎明する書面

(4) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあっては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046